

旭市図書館 図書館情報システム再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)目的

旭市図書館情報システムの賃貸借契約期間が終了するため、千葉県立東部図書館移譲を控える現状を踏まえ、移譲に伴う様々な事態に対応できるシステムの拡張性があり、十分なセキュリティ対策が施されたシステム並びに新旭市図書館改修計画策定の上で根拠となる統計管理機能及びレファレンス管理機能の充実を図った図書館システムへの見直しを行い、機器と共に更新することを目的とする。

(2)業務名

旭市図書館 図書館情報システム再構築業務

(3)業務内容

旭市図書館 図書館情報システム再構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4)業務期間

ア 図書館情報システム賃貸借

契約締結日の翌日から令和13年2月28日まで
(※令和8年3月1日を本稼働日とする。)

イ 図書館情報システム保守業務委託

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

ウ 図書館ホームページ保守業務委託

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

2 業務に要する費用(見積(提案)限度額)

64,206,780 円(税込み) ※5年 長期継続契約

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(見積(提案)限度額)を超過した場合は失格とする。

ただし、地方自治法第234条第3項の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

また、データ抽出については、市が指定する条件下で現行業者が行うため、提案金額には含まない。

3 見積要件

令和 8 年 3 月 1 日以降の本稼働を前提として、5年間の必要経費を全て含んで見積もること。

件名	内容	履行期間	支払方法
図書館情報システム賃貸借	図書館システム、各種物品一式の賃貸借費用 図書館ホームページ構築	契約日の翌日～ R13.2.28	本稼働以降 毎月払
図書館情報システム保守業務委託	図書館システム、各種物品一式の賃貸借費用・データセンター利用費用	R8.3.1～ R13.2.28(5 年間)	毎月払
図書館ホームページ保守業務委託	ホームページ運用保守費用	R8.3.1～ R13.2.28(5 年間)	年 3 回払

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 旭市競争入札参加資格名簿に登録されている者。
- (2) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 21 年旭市告示第 124 号)による指定停止又は旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 26 年旭市告示第 37 号)に基づく入札参加排除措置を、公示日から契約候補者特定の日まで受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 平成 27 年度以降より現在に至るまで、千葉県内の自治体公共図書館において、図書館システムの導入・保守業務の実績がある。またその実績は本件参加者が元請として実際に導入・保守業務を行った実績があること。
- (5) 一般社団法人情報サービス産業協会等によるプライバシーマーク認定を受けている者。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (7) 旭市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団、暴力団員でないこと。
- (8) システム本稼働後の5年間について、保守契約を結び、保守を行うことができる体制であること。
- (9) その他、法令等に違反していないこと。

6 候補者決定方法

候補者決定までの流れは、以下の通りになる。

公募開始 ……………令和 7 年 4 月 11 日(金)
 質問書提出期限 ……………令和 7 年 4 月 22 日(火)
 質問書への回答 ……………令和 7 年 4 月 30 日(水)
 参加申込書等提出期限 ……………令和 7 年 5 月 9 日(金)
 提案書等提出期限 ……………令和 7 年 5 月 30 日(金)
 一次審査及び結果通知……………令和 7 年 6 月 13 日(金)予定
 最終審査(提案書プレゼンテーション)…令和 7 年 7 月 2 日(水)予定
 優先交渉権者の決定及び通知 ……………令和 7 年 7 月 25 日(金)予定
 契約締結……………令和 7 年 8 月 29 日(金)予定

7 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書【様式 1】を提出すること。なお、審査基準等に関する照会対応は行わない。

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日(火) 午後 5 時必着

(2) 提出方法

質問書【様式 1】を「15 担当課」宛に電子メール、又は直接提出する。電子メール送信後は、受信確認の電話連絡を必ず入れること。

(3) 回答

令和 7 年 4 月 30 日(水)までに、市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

8 提案参加の辞退

参加申し込み後であっても提案参加を辞退することができる。その場合は、辞退届【様式 3】を記載し、事前に「15 担当課」に連絡したうえで直接または郵送で提出すること。

9 提案手続き

(1) 参加申込書等及び提案書等の提出について

① 提出期限

<参加申込書等>

令和 7 年 5 月 9 日(金) 午後 5 時必着

<提案書等>

令和 7 年 5 月 30 日(金) 午後 5 時必着

② 提出方法

「15 担当課」に持参または郵送。

※郵送の場合は特定記録又は簡易書留などの追跡可能としたうえで郵送すること。

※持参の場合は月曜日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

③ 提出場所

「15 担当課」に示す住所

④ 提出書類

<5/9 提出期限書類>

- ・参加申込書【様式 2 号】(1 部)
- ・会社概要書【様式 4 号】(9 部)
- ・業務実績調書【様式 5 号】(9 部)
- ・業務実施体制回答書【様式 6 号】(9 部)
- ・配置予定技術者調書【様式 7 号】(9 部)
- ・プライバシーマーク認定の写し(9 部)
- ・機能要件確認一覧【様式 9 号】(9 部)

<5/30 提出期限書類>

- ・企画提案書提出届【様式 8 号】(1 部)

- ・企画提案書【様式任意】(9部)
- ・図書館情報システム賃貸借に関する参考見積書【様式 10 号】(9部)
- ・図書館情報システム保守業務委託に関する参考見積書【様式 11 号】(9部)
- ・図書館ホームページ保守業務委託に関する参考見積書【様式 12 号】(9部)

(2)提案書の記載について

- ・表紙には、表題として「旭市図書館 図書館情報システム再構築業務に関する提案書」と記載すること。
- ・日本語で記載し、目次およびページ番号を付与すること。
- ・表紙・目次・中表紙・背表紙を除き、最大 50 ページまでとすること。
- ・仕様書を踏まえ、別紙1「提案書記載項目一覧表」に掲げる項目ごとに対応が取れるよう提案内容を記載し、記載の順序および記載事項の変更等を行わないこと。
- ・日本工業規格A4(横)、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。
- ・文字サイズは、10.5～12ポイント程度とする(見出しや図表中の文字については除く)。
- ・提出書類に記入及び提出漏れ等の不備がないことを確認のうえ提出すること。なお、提出期間後の提出書類の追加や差替えは原則不可とする。

(3)システム機能要件確認一覧の記載について

- ・対応可否等を記載すること。
- ・各要件に対する「実現可否」、「標準仕様」、「カスタマイズ」、「代替案」をそれぞれ該当項目に記入し「代替案」の場合は対応の詳細を「備考」欄または別紙に記載すること。ここに記載された内容は、本業務の費用に含むものとする。

10 審査及び選定に関する事項

(1)審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、旭市図書館 図書館情報システム再構築業務に係る公募型プロポーザル審査委員会を設置する。

(2)契約候補者の選定方法

資格審査、一次審査及び最終審査を実施して優先交渉権者を選定する。最終審査の評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に得点の高い者を次点交渉権者とする。優先交渉権者の選定における最終審査の評価点に、1次審査の評価点は合算しないものとする。最終審査の評価点が同点の場合は、最終審査の「機能要件」の評価点が高い者を優先し、最終審査の評価点、最終審査の「機能要件」の評価点のどちらも同点の場合には、一次審査項目の「実務実績調書」の評価点が高い者を優先する。

① 資格審査

本募集要領に基づき提出された書類により参加資格と提出書類一式の有無を確認し、参加要件を満たした者を審査対象として審査評価する。

② 一次審査

提出された業務実績調書等の書類審査により、提案参加者の中から上位3者を選定し、最終審査への参加者とする。同点により上位となる者が3者を超える場合は、同点となった参加者すべてに最終審査を実施する。

なお、参加者が3者以下の場合においては、すべての参加者において最終審査を実施する。

ア 審査項目、審査基準

別紙2「審査評価基準表(一次審査)」のとおり。

イ 結果通知

令和7年6月13日(金)予定

文書にて送付及び担当者宛に電子メールで連絡する。なお、審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

③最終審査(提案書プレゼンテーション)

提出済みの提案書を基に現地による提案説明(プレゼンテーション)を行い、優先交渉権者を選定する。

ア 日時

令和7年7月2日(水)予定

※正式な日時や場所については、対象者へ後日通知する。

※プレゼンテーションの順番は提出書類の受付順とする。

イ 場所

旭市役所 3階 政策決定室 予定

※プレゼンテーションによる提案説明は、本業務の関係者が発表すること。

※パソコン等使用する場合は、スクリーン、プロジェクタ、コネクタ及び電源は会場に用意するので、その他のツールは各社で準備すること。

ウ 内容

各提案事業者あたり70分程度

(準備5分、プレゼンテーション50分、質疑応答10分、撤収5分)

※当日は提出した提案書類を用いてプレゼンテーション用資料により行うものとし、追加資料の提出及び提示は認めない。

(提案書の補足説明等のために、提案書の内容を超えない範囲で手を加えることは可とする。)

エ 審査項目及び審査基準

別紙3「審査評価基準表(最終審査)」のとおり。

オ 配点

別紙3「審査評価基準表(最終審査)」の審査基準により審査評価を行い、評価段階に応じて、配点に対する割合を乗じることにより評価点を算出する。

評価段階	判断基準	配点に対する乗数
A	非常に優れている	100%
B	優れている	70%
C	普通	50%
D	やや劣っている	30%
E	評価対象外 (仕様書を満たさない、提案がない等)	0%

(3)最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の5割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たさない応募者は選定の対象としない。

11 最終結果通知

令和7年7月25日(金)予定

最終審査を実施した提案事業者全員に文書及び電子メールにて通知する。

また、市ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者は公表しない。なお、審査結果に関する質問及び異議申し立ては、受け付けない。

12 受注事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受注事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議し契約を締結するものとする。

13 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その提案事業者の提案は無効とする。

・提案に参加する資格がない者が提案した場合。

- ・ひとつの事業者が複数申請した場合。
- ・書類等に虚偽の記載をした場合。
- ・審査の日時及び場所に出席しない場合。
- ・誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確である場合。
- ・その他、本件業務提案に関する条件に違反した場合。

14 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第1号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提案書類等の書類作成、提出に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。また、提出書類は選定結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないとする。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (5) 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがある。
- (6) 提出された書類は、旭市情報公開条例に準じ開示する場合がある。開示不可希望の場合は個別に申し出ること。
- (7) 市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (8) 企画提案書に係る著作権に関して、第三者が、著作権等を侵害しているという主張をした場合は、市はその紛争に一切関与しない。
- (9) この実施要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

15 担当課

〒289-2521

千葉県旭市ハの349 旭市図書館

旭市教育委員会 生涯学習課 社会教育班 担当:菅谷

TEL:0479-85-7505

FAX:0479-62-2561

E-Mail:tosyokan@city.asahi.lg.jp